

## 第 22 回八尾市男女共同参画審議会 会議録（概要）

### 1. 開催日時

令和 4 年 8 月 29 日（月）午前 10 時～午前 11 時 30 分

### 2. 開催場所

八尾市役所本館 8 階 第 2 委員会室

### 3. 出席者

委員：新ヶ江会長、内藤副会長、億委員、佐伯委員、寺西委員、西寺委員、朴委員、  
菱家委員、森下委員、山中委員、山根委員（欠席：原田委員）  
八尾市：大松市長、浅原人権ふれあい部長  
事務局：（人権政策課）松月課長、和島課長補佐、藤田係長、村田主査、佐伯主事

### 4. 案件

- (1) 八尾市はつらつプラン（改定版）～第 3 次八尾市男女共同参画基本計画～の進捗状況について
- ・基本目標Ⅰ「男女共同参画社会の実現に向けた意識の醸成」
  - ・基本目標Ⅱ「あらゆる分野における女性の活躍推進」
  - ・基本目標Ⅲ「誰もが安心して暮らせる社会づくり」
- (2) その他

### 5. 議事内容

【開会】新委員の委嘱及び紹介  
市長挨拶

#### 【意見概要】

案件（1）「八尾市はつらつプラン～第 3 次八尾市男女共同参画基本計画～」の進捗状況について

【基本目標Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた意識の醸成】

#### ●委員

女性に対する取組みだけでなく、男性を対象とした取組みの実施や相談窓口設置の予定は。女性に対する取組みだけで、男性の意識改革や相談対応がなければ、数値目標を達成するのは難しいのではないかと。

#### ●事務局

現在市で実施するのは女性相談のみとなっており、男性相談については大阪府の相談窓口を紹介するとともに、DV相談については性別に関わりなく相談を受けている。

男性に向けた意識啓発としては、資料 2、3 ページ「子育ておうえん講座」等で父親の参加促

進を工夫するなど、取組みを行っている。

●委員

他市では、大阪府の窓口を紹介するだけでなく市独自で相談窓口を設けているところもたくさんあるので、八尾市でも是非検討いただきたい。

●事務局

補足として、男女共同参画センター「すみれ」の受託者選定において、女性だけでなく男性も含めた取組みの充実に向けて提案を受けて、調整を進めているところである。

●委員

女性から男性へのDVというと、どのような内容になるのか。

●事務局

件数的には少ないが、女性から男性へのDVとしては、言葉の暴力、相手を傷つけるようなものや経済的な暴力、身体的な暴力もある。

●委員

「すみれ」の認知度が議論されるが、認知度よりも「すみれ」で実施する事業の質ではないかと感じる。包括連携協定を締結する企業によるチラシ配布の取組みがあるが、協定を締結する企業がどのくらいあって、その企業に限っている理由はあるのか。事業規模の小さい企業は女性向けの取組みをすることが難しいのではないかとということもあるので、そういう企業向けの周知も必要ではないか。

また、「すみれ」の移転について、時期のめどは出ているのか。

●事務局

八尾市が今現在、包括連携協定を締結する企業数について正確な資料を持ち合わせていないためこの場でお答えできないが、我々が男女共同参画の取組みを進める上で連携する企業をどのように選んだかについて、今回、生命保険会社2社にご協力いただいている。生命保険会社は顧客とのやり取りが深い部分があるため、我々が実施する女性活躍の取組みを必要とされるであろう方にピンポイントで周知いただくことで協力いただいた。

「すみれ」の移転については現在調整中であり、時期など決まり次第、ご連絡させていただく。

●委員

子育ておうえん講座について、若いお父さん方が参加されたら、お母さん方が安心して育児ができると感じる。是非とも続けていただき、夫婦で子どもを育てていく楽しみというのを味わっていただきたいと思う。

●会長

最初の意見と関連した意見と受け止める。他に、基本課題Ⅰについて何か意見はないか。

●副会長

施策1に教育関係の取組みがあげられている。「すみれ」の認知度をどのように高めるかということにも関係するかもしれないが、思春期の子ども達に向けてのジェンダーに関する活動として、実際に八尾市の小学校、中学校に入り込むような形で実施されているものはあるか。特に「すみれ」と関連する取組みとしてなされているものはあるのか。

●事務局

令和3年度の取組みには報告できるものがないが、資料2の2ページ上から二つ目「男女共同参画センター「すみれだより」の発行」については、右の欄の課題にもあるとおり、包括外部監査で内容、発信の対象等を精査するようご意見を頂いたことも踏まえ、令和4年度においては若い世代、小学生・中学生・高校生向けの内容で作成し、これからの話になるが中学校や高校で掲示いただくといった方向で進めているところである。

加えて今年度下半期に向けた事業者選定を通じて、受託者と連携し、より一層若い世代に向けた取組みを令和4年度しっかりと進めようとしているところである。

●会長

本日、机上に配布されているような「すみれだより」を小中学生向けに作るということか。

●事務局

机上配布したものは臨時号になるが、これまで大人向けの内容で作成していたものを子ども向けに作り、発信することを予定している。

●委員

資料2の2ページ中ほどの「女性相談窓口の周知」について。オープンキャンパスで大学を訪れた際、女性トイレに誰でも使える形で生理用品が置かれていた。「すみれ」での取組みは知っていたが、生理用品を取りに行くというのはハードルが高いと思うので、トイレに置くというのは、必要な人に届きやすいと感じた。また、「すみれ」の周知という意味で、「すみれ」を案内するものがあればより一層周知につながるのではないかと、困っている人に届きやすいのではないかと考える。

●事務局

生理用品をお渡しする際、「すみれ」のスタッフが実際に女性の方にお声かけしながら、リーフレットをお示しし、困った時は「すみれ」に来ていただくようご案内した。今現在困ってなくても、この先何か困りごとが生じたときに気軽に「すみれ」にきていただけるように、精神的なハードルを下げるようなきっかけとして実施した。

また、生理用品を小学校・中学校にもお渡しし、学校によっては保健室でのお渡し、トイレに設置するなどの取組みにつなげていただいたところである。

## 【基本目標Ⅱ あらゆる分野における女性の活躍推進】

### ●委員

市の男性職員の育児休業取得者数及び部分休業取得者数について、人数が増加しているのは分かるが、パーセンテージでは全体のどのくらいの割合になるのか。分母（対象者数）が分からないなかで、人数だけを目標値に掲げていることに違和感がある。年度別で対象者数は変わってくると思うので、対象者数が少なければ取得者数も当然ながら少なくなると思う。

その観点で言えば、前年度比増という目標を設定しているのも違和感のある目標設定と感じる。

### ●事務局

現在、パーセンテージの資料を持ち合わせていないため、担当課に確認し、議事録とともに補足説明をさせて頂くということによろしいか。

### ●会長

今の指摘はとても重要な指摘と考える。目標値「前年度比増」というのは割合の増加というように見られるので、数字だけでなく割合も出していただくということで対応をお願いする。

### ●委員

補足すると、今年度から育児介護休業法が改正されている。それに伴い、対象者に対しては事業者側から積極的に通知し周知しなければならないという法的な義務も生じているので、対象者数の把握はできる状況になっているはずだと思うので、是非やっていただきたい。

### ●委員

もう一点質問がある。市役所の女性管理職の割合について、市職員全体での男女比はどうなっているか。市職員の男女比に差があるのであれば、管理職の割合に差があっても、同様の割合という意味では当然かと感じる。

### ●事務局

こちらについても、担当課に確認し、議事録とともに補足説明をさせて頂きたい。

### ●会長

事務局からは、特に「施策4：ワーク・ライフ・バランスへの理解促進」、「施策9：女性の人材育成（エンパワーメント）」、「女性活躍推進法」に基づく取り組みの実施（女性のチャレンジ支援）」について説明があったが、その他にも様々な取り組みがある。その点に関する質問などもあれば、合わせて出していただきたい。

### ●副会長

市の審議会、委員会などにおける女性委員の登用の割合について、40%を達成している審議会が全体の半数に達したということで、年々状況が変わってきているということだったが、女性の割合が低い審議会には分野などの特徴があるか。

●事務局

女性の参画が少ない審議会の特徴としては、医療系など専門的な知識を求められる審議会などがある。

●副会長

未達成理由などを積極的に聞かれているということだが、そういった審議会についての反応はどうだったか。

●事務局

40%未達成の審議会については委員選任の前に事前協議をいただく仕組みとなっているが、団体からの推薦委員が男性であったとか、専門分野に女性が少ないといった理由を言われることが多く、事前協議の時点でそれを覆すような話には至らないのが現状。そういった場合、次の任期満了、改選に向けて長期的に取組みを進めるために、時間をかけて候補者を探していただくとか、委員構成の見直しを提案するなど、数年先を視野に入れた協議を行っているのが現状である。

●会長

今の質問に関しては参考資料に女性の委員がいない審議会の情報も掲載されているが、事務局からの説明にもあったように医療系など専門性の高いものが多い。これは業種の特徴、業界における男女共同参画を考えなくてはならない問題なので、小手先だけでどう変えるということではなく、そうした啓発も含めて広く考える必要があると感じる。

●委員

市の審議会、委員会などにおける女性委員の登用の割合に関して、反対に、参考資料で一番上に掲載されている八尾市障害児保育審議会では、令和3年3月末で63.6%の女性比率が令和4年3月末には72.7%に上昇しており、同じように60%を超えている審議会が複数見受けられる。女性が多ければよいという問題でもないように思われるが、どうか。

●事務局

国の目標値では、40%以上60%未満という目標が掲げられており、女性が多ければいいというわけではないといった目標設定になっている。本市としても、今後、目標設定の見直しの際に検討するとともに、各担当課への働きかけにおいては、めざすのは幅広い様々な立場の人が意見を出しやすい環境の実現であることを念頭に、啓発を行っていきたいと考える。

【基本目標Ⅲ 誰もが安心して暮らせる社会づくり】

●委員

DVについて。被害者へのサポートについて取組みが進められている一方、加害者の立場に立ってみると、本人は悪いことをしているという認識がない場合もある。そういった場合の相談窓口や加害者へのサポートも今後、必要になってくるのではないかと考える。

●事務局

加害者に対する働きかけについては、大阪府等との連携により必要な情報収集を行い、今後の取組みを考えていくことに加え、実際のDV相談の場では、暴力を止められない加害者からの相談も寄せられている。そういった方にたいしては、しっかりと受け止めるとともに、自分を追い詰めてしまうようなケースについては、庁内の関係機関につないで、心のケアなどを行っている。

●委員

加害者に対する働きかけも、DVを無くしていくことにつながると思うので、取組みをすすめていただきたい。

●会長

どういった機関と連携していくのかということについても、次回ご説明いただければと思う。

●委員

がん検診については、八尾市の公共機関でないと受けられないと考えていたが、八尾市以外でも受けることができることを最近知った。このことを知らない方も多いのではないかと。パンフレット等には書かれているのか。

●事務局

近隣都市での受診の乗り入れについては、保健センターが毎年発行する冊子の方で案内している。周知方法については担当課である健康推進課とも相談し、分かりやすい情報発信に留意していきたい。

●委員

DVについて、父親から子どもに対する暴力は含まれるのか。

●事務局

親から子への暴力については児童虐待としてカウントするため、含まれない。

●委員

DVが行われている家庭の子どもに対するケアを行う場所はあるのか。

●事務局

DV相談が寄せられた際、子どものいる家庭については子どもへの被害が想定されるため、必ず子ども総合支援課と連携し、子どもへの被害をしっかりと確認するようにしている。

●委員

資料2の6ページ施策16で、緊急一時保護等について「適切に対応した割合100%」とあるが、何をもって適切に対応したと判断するのか。

●事務局

具体的な基準はないが、DV相談については相談員の資質向上を常時図るとともに、相談者に対して必要な支援をしっかりと行っていく中で、失敗は許されないため、必要に応じて保護を行っていくという意味で100%としている。

●委員

そういう意味では、主観的に100%という数値を上げていくのではなくて、実際に支援を受けられた方がどう感じたかが重要だと考えるので、相談者の意見を掘り下げて聞いていく必要があるのではないかと感じる。

●事務局

女性相談全てにおいて言えることだが、相談を受ける側が、どんなことを相手に伝えたかだけでなく、それを受けた相談者がどんな反応を示されたか、どんな様子で帰られたか、そのあたりまで記録を残すよう指導し、ケースカンファレンスといった正式なものではないが、対応がそれでよかったのか、必要な助言が適切になされたかを、ケースごとにやっていきたいと考える。

●会長

現在もそういった形でされているということか。

●事務局

取組みとして行っているところである。

●委員

資料2の8ページ「介護・介助を必要とする人への福祉の充実」について、成年後見制度についての研修は、なぜ事業者向けに研修を行うのか。当事者や親族向けに行うべきではないのか。

●事務局

成年後見制度を広める中で、まず、介護の事業者としてヘルパーさんやケアマネジャーさんに知っていただき、そこから家族へしっかりと説明いただくという趣旨で、事業者連絡会と連携し、制度を広めていくためのものである。担当課においては一般市民、当事者への啓発も行うとともに、市民後見人制度の取組みに関しても、推進計画を出させていただき進めている。その一環として、事業者への理解促進として実施したと聞いている。

●委員

事業者向けの研修から、当事者や家族に情報が伝達していったこそだと感じるので、ここと言えば研修をして終わりではなく、実際の利用者やご家族に伝わるような仕組みについても検討いただきたい。

●事務局

今のご意見については担当課の方にも伝えさせて頂く。

●委員

資料2の5ページ施策13の「命を育む教育推進事業」について、委嘱校とはどのように捉えたらよいか。中学校数にしては数が多いと感じる。

●事務局

令和3年度から市内の小中学校全校を委嘱したと報告を受けている。

●委員

「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が令和4年5月に成立し、施行が令和6年。市町村基本計画の策定は努力義務となっているが、八尾市は策定する予定があるのか。中核市として策定すべきではないか。

●事務局

現在当課で行っている取組みから、対象が非常に幅広くなるため、全庁的なものになると認識している。庁内での議論を行った中で、方向性を出していきたいと考えている。

●委員

努力義務とはいえ作らざるを得ないと考える。とても重要な法律ができたと思うし、八尾市はつらつプランの誰もが安心して暮らせる社会づくりと重なる部分も大きいと感じる。人権政策課が担うのか。もし他の部局が担うにしても、次の計画を策定する際にはそこの連携を考えないと、ばらばらになってしまう。はつらつプランは、男女共同参画基本法があり、その後に女性活躍推進法ができ、そこへ新しい法律ができていくから、そろそろまとめ上げるようなことを考えないと、同じようなアンケートを複数の課が行うようなことにもなりかねない。

●事務局

新しい法律ができるに当たっての取組みについては、庁内議論が必要となってくる。取組みについては当課から呼びかけていくものであるが、どのような体制で行っていくかについては市全体で受け止め、体制を構築することから始まるため、庁内での議論を行った上で、今後の方向性を定めていく必要があると考える。

●委員

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律はまさに現場の話で、男女共同参画基本法や女性活躍推進法はどちらかというと理念的というか、立ち位置が違うように感じる。

この審議会や計画が今後何年も続いていくとしても、その現場の部分に強く食い込めるかというと、そうではないようにも感じる。むしろ啓発や、庁内から男女共同参画を進めていくことに特化することでも、存在意義があるのではないかと感じる。

●会長

その他全体的に意見等があれば出していただきたい。



●委員

育児休業の取得者の取得日数についても数値は把握しているか。

●事務局

市職員にもいろいろ部局があり、消防、水道などそれぞれの部局で職員の管理を行っているため、可能な限り日数を確認し、追加報告させていただく。

●委員

できる限り育児休業を取ってほしいと考えるため、そのあたりの情報についても開示していただきたいと考える。一般企業においても、令和3年度は育児休業の取得率が上がっている。コロナ禍でテレワークが促進された流れで取られているという事情もあると考えるが、それでも3割くらいは1週間以内の取得にとどまっている。せっかく法改正が行われたのだから、他の人の取得状況が分かれば取りやすくなるという現状もあると思うので、取得促進に向けて、情報提供いただけたらと考える。

●会長

確かに、実態がどうなっているのかを細かく見ていく必要もあるかと思われるため、次回よりその点のご報告もいただけたらと感じる。

●副会長

審議会の男女比率について、女性の比率の方が高い審議会のうち、事務局からの説明があったように4割から6割というのは半分と考えてよいと思われる。ただ、女性の比率が7割を超えているのが、障がい児保育の審議会であるということである。単に男女比を半分ずつにするというだけではなく、実は障がい児保育というのは母親一番、障がい児のケアに関わっているという状況があり、結果的に女性の比率が高くなっているということで、男女共同参画ということであれば、障がい児を抱える父親の意見を審議会に反映させることが非常に重要と考える。子どものケアを母親が多く負担しているということがいろんなところで女性の社会進出に対してハードルになってくるわけであるが、障がい児のケアというのは、さらに困難を抱える層ということになってくる。そこでやはり女性にしわ寄せがいつているということがこの数値に出てきていると考えられるため、数字を揃えるところがなぜ重要なのかということ、男女共同参画、父親の育児参加がどういう意味で重要なのかということ踏まえた上で、考えていく必要があると思う。

●事務局

頂いたご意見を受け止めて取組みを進めていきたい。

案件(2) その他

特になし

以 上